

CONTENTS

1. (社)日本技術士会主催「大学等におけるリスク・マネジメント経営セミナー」における産学連携学会編纂の大学向け「安全保障貿易管理ガイドライン」2種に関する講演
2. 2009年度九州支部の活動報告
3. 第8回大会【函館】のご案内
4. 大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識(7)
5. 大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識 誤記の訂正
6. 編集後記

発行日 2010年5月7日

発行所 〒182-0026 東京都調布市小島町1-11-6 エンケ102

(株)キャンパスクリエイティブ調布ランチ内

特定非営利活動法人 産学連携学会 事務局

連絡先 Facsimile 042-490-5727 E-mail j-sangaku@j-sip.org

発行者 伊藤正実 編集主幹 山口佳和

編集 池田裕一 今井貞子

■ (社)日本技術士会主催

「大学等におけるリスク・マネジメント経営セミナー」における産学連携学会編纂の大学向け「安全保障貿易管理ガイドライン」2種に関する講演

山形大学 教授 足立和成

去る3月29日に社団法人日本技術士会(東京都港区虎ノ門)において行われた「リスク・マネジメント経営セミナー」において、昨年8月に産学連携学会がまとめた「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」と「安全保障貿易管理に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」2種(以下「ガイドライン」)の内容についての講演を行いました。この二つのガイドラインは、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)が昨年4月に改正されたことを受けて、伊藤正実本学会会長を座長とする大学等の有識者を集めた安全保障貿易管理調査会議が経済産業省内に設置され、そこでの議論を基に本学会内に設けられた作業グループが、経済産業省の協力を得て編纂したものです。ガイドラインとそれらの要約版、そして参考資料は本学会のHPから自由にダウンロードできるようになっていますので、会員の皆さんにおかれては是非ご覧下さい。改正外為法は昨年の11月1日には既に施行されています。

さてこのセミナーで、私の講演に先立って行われた大阪大学特任教授(リスク管理)の武井勲氏の講演でも、この外為法の改正は「かつてない大学存亡の危機だ」とされています

たが、学術上の自由な国際交流活動が外為法改正によって停滞することは、確かに大学にとって大きな痛手となります。特に留学生の受け入れに支障をきたせば、少子化が進行する我が国の大学にとって、致命的な結果を生むことにもなりかねません。そこで私の講演では、主としてガイドラインの要点、及びそこで明記できなかった大学の安全保障貿易管理上の実務的な問題点に的を絞りました。

外為法改正のポイントは、①罰則の強化と②技術取引規制の強化です。特に②で、従来は「居住者」から「非居住者」(「外国人」とは限りません。日本人の「非居住者」もいます。)への技術提供だけを規制していただけでしたが、新たにそれを目的とした国外への技術情報の持ち出し行為自体を規制対象としたことは深刻です。大学はそこに所属する研究者の行動だけでなく、留学生や訪問外国人研究者の行動の把握に今まで以上に注意を払わなければならなくなったからです。

その一方で、出入国管理及び難民認定法(以下「入管難民法」)の規制は相当緩和され、在留資格のある留学生の出国後1年以内の再入国には入管の許可を得る必要がなくなったため、そのための在学証明書の取得も不要になり、大学は所属する留学生の出入国状況を把握・管理しにくくなっていることを指摘しました。また、技術情報の「公知」の概念が外為法と特許法とで大きく異なるため、大学で輸出管理を一元的に行おうとすると、学内の技術情報管理が知的財産本部のそれと並立して二元化し、研究現場がその取扱いを巡って混乱する可能性が大きいことも述べました。そして、改正入管難民法や特許法との「公知」概念の相違の問題などが、大学ではあまり意識されていないことへの注意を喚起し、企業で輸

出管理の経験を積んだだけの人材では、こうした状況下の大学における留学生や訪問外国人研究者の取り扱いが難しいことを強調しました。

こうした条件の下で大学が輸出管理体制を整えていく最大の要点は、ガイドラインにも記されているように、使命感を持った「キーパーソン」の存在と、一般の教員から見て自分たちの「職場の仲間」がその能力の故に「重責を担っている」という見方をされるようなスタッフで担当部署を構成すること、そして留学生に日常的に向き合う教員の輸出管理リテラシーを全学的に高めることだと指摘しました。幸いリスト規制に関しては、規制対象となる研究資機材やその技術の「仕様」が明確なので、一般の教員でも自分の専門分野に関連するものだけなら、容易に把握し対応できます。私の講演の後にも、日本技術士会の技術士である中村博昭氏が、まさにその意識改革を大学でどう進めるかについて、現実的な立場から講演されていました。

日本技術士会理事の渋谷貞雄氏のお話では、多数の参加者のうち本セミナーの対象であった大学関係者は21名しかいませんでしたが、セミナー後のアンケートによれば、講演の内容は良く理解できたと概ね好評だったようです。

(あだち・かずなり/正会員 山形県)

2009年度九州支部の活動報告

九州支部長 佐藤三郎

2009年12月4日(金)12:30～九州支部総会が9名の支部会員のうち5名(1名委任状)が参加して佐賀大学「夢の実会館」で開催された。総会では、支部長を湯本教授(九州大学)から佐藤教授(佐賀大学)に交代すること、中園准教授(宮崎大学)と石丸准教授(九州工業大学)に幹事に就任いただくことが了承された。

引き続き、13:00～産学連携学会・認定講習第2期第4回及び特別講演会が開催された。講習会の受講者は5名、特別講演会を含めて参加者は28名であった。講習会は、佐藤新支部長の開会挨拶に続き、湯本教授より第一講座「産学連携・知的財産原論―産学連携と知の生産」、中武准教授(鹿児島大学)より第二講座「農商工連携と大学の役割」の講義があった。

休憩を挟んで足立教授(山形大学)より特別講演(九州経済産業局共催)「ベンチャー設立(起業)と知的財産の活用」があった。山形大学発ベンチャー企業『パウダーテクノロジー』の設立、特許侵害への対策、知財戦略、資金繰り等の苦労話しを始め、創業4年目で無借金黒字決算を達成、資本金1200万円の会社を2000万円で売却するまで等の紹介があった。講師のユーモラスな話で会場は大いに盛り上がり、質問も多く寄せられた。

休憩を挟んで佐藤より第三講座「薬局等の流通企業と産学連携」、伊藤教授(群馬大学)より「中小企業と産学連携」について講義があり、質疑応答、レポートの作成後支部長より閉会の挨拶があり、18:15講習会を終了した。

(さとう・さぶろう/正会員 佐賀県)



(写真:九州支部 認定講習会及び特別講演会)

■ 第8回大会【函館】のご案内

産学連携学会第8回大会副実行委員長

公立はこだて未来大学共同研究センター参事/コーディネータ

宮 嶋 克 己

産学連携学会第8回大会【函館】開催（幹事：公立はこだて未来大学）まで、あと2ヶ月となりました。一般口頭発表とポスター発表の申込みが終了し、大会全容がほぼ確定しつつありますので現在の状況をお知らせいたします。今大会の日程・会場について、下記のようにご案内いたしますので再度ご確認ください。

日程：2010年（平成22年）6月24日（木）～25日（金）

場所：ロワジールホテル函館（写真1）

函館市若松町14番10号

JR函館駅の正面玄関右出口から徒歩1分



（写真1：第8回大会会場 ロワジールホテル函館）

発表の申込みは、まだ最終集計が確定していない段階ですが一般口頭発表が92件、ポスター発表が8件と地方大会としては大変多くのエントリーをいただいております。より多くの発表を効率良く選択し参加できるようホテル3階の同フロアーに全ての会場を用意いたします。

さて、初日開会式後の招待講演は、地方独立行政法人北海道総合研究機構（この4月から道立公設試を全て一本化してスタートした新組織）の初代理事長丹保憲仁先生に講師をお願いすることに決定いたしました。産学連携の課題の一つ国際展開の観点から「地域とグローバルの融合」を演題に、本大会のオープニングを飾るに相応しい講話をご期待下さい。

また、午後からのシンポジウムでは、函館における産学連携の現状・実体に肉迫します。これまで産学官連携の成功例の一つにあげられている函館モデルの核心部をパネリスト等と共に解剖し、今後への課題と展望、特に地方が拓くグローバル化について皆様と一緒に考察しましょう。そのほか、残されている作業は、プログラム編成、予稿集作成、交流会企画などですが、楽しくも記憶に残る大会になるよう開会初日まで万全な準備に心掛けてまいりたいと思っております。

最後に、当地函館は、函館山からの夜景（写真2）、史跡五稜郭、数々の歴史的な建造物、温泉等がある魅力度No.1の観光地で、イカやガゴメ等の新鮮な海の幸も楽しめる見所、食べ所、満載の街です。大会前日の23日午後には、公立はこだて未来大学（写真3）ほか施設見学もセットされた市内バスツアーを計画し近々ご案内予定です。この機会に函館の街も存分に楽しんでいただければと願っております。

皆様のご来函を心よりお待ち申し上げます。



（写真2：函館山からの夜景）



（写真3：公立はこだて未来大学）

（みやじま・かつみ/正会員 北海道）

■ 大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識 (7)

山形大学 教授 足立 和成

専用実施権と「独占的」通常実施権

まずお断りしておかなければいけないのは、専用実施権という法律用語はあっても、「独占的」通常実施権という法律用語は存在しないということです。専用実施権は、特許庁にある特許原簿に設定登録することによって初めて生じる権利のことですが、「独占的」通常実施権というのは、当該特許の通常実施権が特許権者との契約に基づいて特定の相手方のみ許諾されている状態を指す業界用語なのです。一般にはあまり知られていないことですが、実は通常実施権も特許原簿に設定登録をすることができます。しかしそうしなくても、契約によって特許権者の実施許諾さえ受けられれば通常実施権は手に入る権利です。それを単に独占的に得ているから「独占的」通常実施権と呼んでいるのに過ぎません。「えっ、どう違うのか全然分かんないよ。どっちも独占的な実施権をもっていることには変わらないじゃん。」と当惑される方がきつとおられることでしょう。私も以前はそう思っていましたから、その気持ち良つく分かります。

専用実施権と「独占的」通常実施権の一番大きな違いは、当該特許権の侵害に対して、専用実施権者は特許権者とほぼ同じ権利を持って対抗できるということなのです。「独占的」通常実施権者にはその権利がありません。例えば、特許権の侵害行為の差し止め請求権は通常実施権者には全く認められておらず、裁判に訴えることすらできません。損害賠償請求も、特許権の侵害行為自体についてはおそらく認められないでしょう。ただ、そうした不法行為によって当該特許を用いて製造していた自社の製品の販売量が減ってしまったというような、逸失利益の補償を求めることは出来るかもしれません。でもその「得べかりし」利益の立証は大変そうです。一方専用実施権者には、特許権者同様、特許権の侵害行為に対する差し止め請求権もその侵害行為自体についての損害賠償請求権も与えられています（特許法第100条）。また特許法102条には、特許権者や専用実施権者が当該侵害行為によって被った損害額の推定基準がかなり具体的示されており、その法律的な立証も容易になっています。

さらに専用実施権が設定された特許発明については、専用

実施権者はその実施権を専有するものとされ、なんと特許権者ですら、専用実施権者の許可なく当該特許の実施はできないようになっているのです（特許法第68条及び77条）。また専用実施権者の許可がなければ特許権者はその特許権を放棄することもできません。そして当該特許が売却されて特許権者が変わったとしても、専用実施権はそのままの形で残ります。特許法によって守られる専用実施権者の権限は、かなり大きなものだと言ってよいでしょう。同じように見える契約による「独占的」通常実施権と混同してはいけませんね。

(あだち・かずなり/正会員 山形県)

■ 大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識

誤記の訂正

ここで以前の「大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識」の誤記の訂正をさせていただきます。

ニュースレターNo.3 第3講 後半の括弧書き部分

誤 (特許法第17条の2第4項)

正 (特許法第17条の2第5項)

ニュースレターNo.4 第4講 第2段落前半

誤 特許法上の優先権主張ができる期間は、親出願の出願日に遡及します。

正 特許法上の優先権主張ができる期間は、親出願の優先日に遡及します。

いずれもお恥ずかしい誤記です。第4講の当該部分は、特許法第44条第4項に基づく事柄で、親出願が優先権主張をしたものである場合、優先権の基礎となった特許出願が子出願の1年以上前であっても、その優先権は子出願に自動的に受け継がれることが言いたかったわけです。ちなみに、特許法第41条の定めにより、分割出願によって生じた新たな出願自体を基礎とした国内優先権の主張はできません。表現が不適切で誤解を与えていたかもしれませんね。ごめんなさい。

(あだち・かずなり/正会員 山形県)



編集後記

今年度、第3号のニュースレター発刊となりました。ご多忙にも関わらず原稿をお寄せ戴きました皆さまには、心より感謝申し上げます。